

## I. 課題の認識

- [指導原則](#)
  - 9 項およびコメンタリー
- NAP の規定ぶり いくつかの国の例をしてみる
  - [通商](#)
  - [投資](#)
- 社会権規約委員会 [一般的意見 24](#) (2017 年) パラ 13

## II. 条約規定の例

- 条約規定が投資活動を過剰に保護するように解釈されることを防ぐ規定
  - TPP ([CPTPP](#), 2018)
    - ◇ “Chapters incorporated into the CPTPP”の“9. Investment”
      - 9.8 条 Expropriation and Compensation
      - Annex 9-B Expropriation
- 投資受入国によるソーシャル・ダンピングを防ぐ規定
  - [日・ラオス BIT](#) (2008) 前文
  - [日・ペルーBIT](#) (2008) 26 条
- CSR 基準策定を投資家に勧奨する条約当事国の責任を定める規定
  - TPP (CPTPP, 2018) 9.17 条
  - [CETA](#) (カナダ・EU 経済連携協定、2016) 22.3 条 2 項(b)
- CSR 関連規定の履行監視につき制度的枠組みを定める規定
  - [日・EU EPA](#) 16.16 条
    - ◇ 市民社会との共同対話第 1 回会合 [概要](#)
    - ◇ 同第 2 回会合 [概要](#)
    - ◇ 同第 3 回会合
      - [議題](#)
      - [議事録](#)
      - [資料](#)
  - [CAFTA-DR](#) Chapter 20: Dispute Settlement
    - ◇ [In the Matter of Guatemala, Final Report of the Panel, June 14, 2017](#)<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 日本語での要約として、秋山公平「[グアテマラが中米自由貿易協定 \(CAFTA-DR\) 16.2.1 \(a\) が規定する労働法令の効果的執行義務に違反したとして米国が同協定上の仲裁パネルの](#)

- 20.6 条に基づく仲裁
- 16.2.1(a)条にグアテマラが違反したとの米の主張
  - 組合活動を理由に解雇された労働者の復職および労働者に対する損害賠償、ならびに違法な解雇に対する罰金支払を命じた国内裁判所判決を履行せず（パラ 60）
- 仲裁パネルの判断
  - 8 つの企業に関し、グアテマラが“effectively enforce its labor laws”をしていないことを認定（パラ 426-428）
    - ◇ 詳細な事実認定はパラ 285-425
  - しかし、ほとんどの場合、“in a manner affecting trade between the Parties”の要件が充足されず（パラ 503）
  - その要件を充足する事例が 1 件あるが、それだけでは“through a sustained or recurring course of action or inaction”とはいえない（パラ 504）
  - よって、違反なし（パラ 592）
- [EU・韓国 FTA 13.15 条](#)
  - ◇ [Report of the Panel of Experts, January 20, 2021](#)<sup>2</sup>
    - 13.15 条に基づく専門家パネル
    - EU の主張
      - 韓国法が FTA 13.4 条 3 項 1 文に違反
        - ◇ 大型貨物運送運転手などが「労働者」から除外
      - 韓国による ILO 基本条約批准の努力の欠如が 13.4 条 3 項 3 文に違反
    - 専門家パネルの判断
      - 「労働者」の結社の自由
        - ◇ FTA 当事国は FTA に参加することにより結社の自由の保障など 13.4 条 3 項に定められた義務を引き受け（パラ 122）
        - ◇ 自営業者も結社の自由などを有する「労働者」であることは ILO 結社の自由委員会が認めている（パラ 163）。よって違反（パラ 175）。
        - ◇ 被解雇者・失業者も「労働者」であることは ILO が認めている（パラ 192）。よって違反（パラ 196）。

---

[設置を要請した事案](#)」比較法学 53 巻 3 号（2020 年）179 頁。

<sup>2</sup> 日本語での解説として、濱田太郎「EU 韓国 F T A にもとづく専門家パネル報告書の概要と意義」[労働法律旬報](#) 1995 号（2021 年）52 頁。

- 条約批准努力欠如
  - ◇ 時間がかかっているのはたしかだが、違反とまでは言えない (パラ 287-290, 292)
  
- 日本への影響
  - ◇ 日・EU EPA に類似の文言 特に条約批准努力義務 16.3 条 3 項
  - ◇ [Fundamental ILO Conventions](#) 8 つの条約
  - ◇ 日本は 105 号 (強制労働廃止)・111 号 (差別待遇) を未批准
    - その理由 2019 年 [質問主意書・答弁](#)
    - 105 号条約については [2022 年 6 月 8 日に国会承認](#)
      - 6 月 27 日現在、[批准国リスト](#) に含まれていない
    - 111 号条約はまだ
      - 厚生労働省 [第 35 回 ILO 懇談会 \(2021 年 8 月 27 日\) 概要](#)

以上